第6-6表 労働時間制度

Table 6-6: Working-time arrangements

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(昭和22年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	
法定労働 時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則		を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかった場合),1万ドル以	法定労働時間,深夜労働及び代償休息についての違反は犯罪を構成する。 規則上の権利を侵害された労働者は,権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に,補償裁定を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	[適用除外] ・農林業,水産業 ・管理監督又は機密の事務 を取り扱う者 ・監視又は継続的労働に従 事す言方の所でを受けたものの他の法律の適用) ・船員 ・公務員	営業職(ホワイトカラーエグ ゼンプション) ・季節的な娯楽・レクリエー	護サービスの特定の活動 に従事する者等 ・幹部管理職,家族労働者, 宗教的儀式の司祭労働者 ・家事使用人 ・労働者により署名された書

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法の統一及び弾力化の	労働法典L3121-10	労働時間の設定に関す
	ための法律(1994年制定)	(2008年5月1日より)	る指令(1993年)
法定労働 時間	1日8時間	1週35時間又は年1,607時間	7日につき,時間外労働 を含め,平均して,48時間を超えないこと(算定 期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合,15,000ユーロ以下の過料。 さらに,当該行為を(1)故意によって行い,それによって労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合,又は(2)執拗に繰り返すことにより行った場合は,1年以下の自由刑又は罰金刑。	たり10時間)を超えて労働させた場合,第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は,違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせ	
適用関係	[適用除外] ・事業所組織法5条3項の管理 ・公務に従事する者とは世話を育、看している。 ・型を指している。 ・型を関いる。 ・型を関いる。 ・型を関いる。 ・型を関いる。 ・型をできる。 ・型とでは、(1) 労働をできる。 ・型とに、(2) 労働をできる。 ・型とに、(3) できる。 ・型に、(3) できる。 ・型に、(4) で	等) ・商業代理人(判例,学説) ・家事使用人(判例,学説) ・住込み不動産管理人 ・守衛(判例,学説) ・取締役 ・上級幹部職員(幹部職カードル) ・家内労働者	[適用除外] ・空時、鉄大及。 (連加 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で

第6-6表 労働時間制度(続き)

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

 法定労働 の特 例	日本 ・商業,映画・演劇業,保 健衛生業,接客娯楽業 で10人未満の事業場 週44時間制	・石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業(年間売上100万ドル末満等)。・小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない。・タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間(年間14週を限度)等。	離れて暮らしている場で、 ・警備を業の場合。 ・警備を実は生産の継続が ・登等には延長できには延りではできる。 ・登場できる。 ・対側ので技術的な関すること編成的な関すでにて対側がでいてが側のでは、 ・対側のでは、 ・対側のが規定が が規定が
	間] 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 [1年単位の変形労働時間以内。間等 1年以内の一定の労働時間を平均し、1個の方。1週以内。1週について10時間、独は6日ので1週間単位の非定型的方。 [1週間単位の非定型的以方等し、形制] 1週を40時間はでかした。たが可能。ただ可能。ただい方案、旅館、料理店、飲	労働協約により26週当たり1,040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。ただし、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を払わなければならない。これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は、26週の各々について1週40時間の規定が適用される。	用定語を対して、

	ドイツ	フランス	EU指令
法時例	日に10時間を超えて労働時間を延長可能。 ※ 通常かつ著しい範囲で手 待時間がある場合とは、	参照 例えば、ホテル・カフェ・レストラン業の 法定労働時間は、特例で39時間と見な されていたが、2007年に、その特例が廃 止された。また、公立病院に勤務し、変 則勤務や夜勤が多い者については、法 定労働時間が短く設定されている。	労働者の同意を得ている場合にのみ、4か月平均週48時間を超えて労働させることが
弾力的間 時 度	約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可)の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合,1日10時間まで労働時間を延長できる(ただし,夜間労	使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1,607時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長	えない算定基礎期間において,時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない

第6-6表 労働時間制度(続き)

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
時働(制、金幣)、規増)、	日本 [上限規制] [1 上限規制] [36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度 基準 1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 2か月81時間 1か月45時間 2か月81時間 1年間360時間 [割増賃金率] 法定8時間以上時間外労働: 25%以上 (例:時間外労働との重複 は50%以上) 休日労働(法定4週4日の休日の労働):35%以上 (例:時間外労働との重複 は60%以上)	[上限規制] 連邦法上の規定なし [割増賃金率] 50%	(上限規制) 週労働時間の上限を時間外 労働を含め平均して週48時間 とする(17週平均)。 ※最大52週まで労使協定に より延長可。 1日の休息期間を最低連 続11時間とする(若年労働 者(18歳未満)については 12時間以上)。 [割増賃金率] 法令上の規定なし
休日労働 (割増賃 金率)	1週1日又は4週4日以上の休日を与えなければならない。 「割増賃金率」 35%以上	連邦法上の規定なし [割増賃金率] 法令上の規定なし	1週1日の休日(若年労働者について2日) [割増賃金率] 法令上の規定なし
年次有給 休暇制度 における 継続勤務 要件	初年度においては6か月間, その後は1年間の継続勤務		13週間
年次有給 休暇の付 与日数	6か月で10日,2年6か月までは1年ごとに1日追加,以後1年ごとに2日追加(最高20日)	連邦法上の規定なし	4労働週
年次有給 休暇の連 続付与	法令上の規定なし	法令上の規定なし	法令上の規定なし

····	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労	[上限規制]	[上限規制]	[上限規制]
動		業界,グループ企業,企業,事業所単位	
(上限規		での労使合意のもとに、従業員が希望し、	
制,割増 賃金率)		かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上間、アは労働物会により	
貝並半)	时间まじカ側时间を延接する こしが可能 1010時間が切ら	の上限), 又は労働協定により定められた 残業時間の上限を超えて, 残業を行うこと	2048时间と9つ
	ここが可能。1日10时間を超ん ス労働が認めたれる担合け	ができる。法定の時間外労働時間の上限	(昇足基半朔間は
	次のとおり。	は、「時短緩和法」により180時間から220	
	(1) 通常かつ著しい範囲で手		24時間につき最
		上限を超えた残業時間に対する手当の支	
		給金額は労使協定で定められており、増	
	が必要)	額率は通常の残業時間に適用される率を	
	(2) 緊急事態又は非常事態が	下回ることはできない。また, 週単位の法	働時間の上限は
	発生した場合	定最長労働時間(同じ週で, 48時間, 12週	原則として13時
		平均で週44時間)を超えることはできな	間)。
	場,継続的交代制の事業	い。ただし,年間枠を超えた残業時間に対	
		して法定代休を与えることはできない。	
	り許可を得た場合	「中山英任人 去]	
	[鬼城岳人志]	[割増賃金率]	
	[割増賃金率] 法令上の規定なし	25% 従業員数20人未満の小規模企業につい	
	伝行上の規定なし	促乗員数20人未個の小規模企業につい ては、2008年12月末まで割増賃金率を	
		10%に設定する例外措置がとられていた	
		が、「労働・雇用・購買力のための法案」可	
		決(2007年8月1日)により,同措置の廃止	
		及び2007年10月1日から企業の規模にか	
		かわらず割増賃金率を25%とすることが決	
		定した(企業規模による所得税・社会保険	
		料の免除措置あり)。	
人口兴 县		原則1.7 イ	
休日労働 (割増賃	原則として, 日曜日及び注定の祭日は労	原則として, ⑴ 1週につき6労働日を超えて労働させる	
(剖垣貝 金率)	回曜日及い伝足の宗日はカ 働者を就業させてはならな	(1) 1週につる0カ側 Fを超えてカ側させる ことの禁止。	
<u> ∓</u>)		② 週休は少なくとも継続する24時間。	
		(3) 日曜日に与えなければならない。	
	る。	ただし、一定の場合に適用除外あり。	
	[割増賃金率]	[割増賃金率]	
	法令上の規定なし	法令上の規定なし	
年次有給		同一の使用者の下で最低でも(実働で)10	
休暇制度	月以上	日間勤務すること。	慣行の定める取
における			得と付与の条件
継続勤務			による。
<u>要件</u> 年次有給	1暦年につき24週日(週日レけ	1年30労働日(1月につき2.5労働日)	最低4週間の年次
休暇の付	日曜日,日曜日以外の所定	1年30万國日(1万(こ 202.3万國日)	有給休暇を付与
与日数	休日及び法定祝日を除く暦		(代償手当は禁
7 11 20	日)		止)。
年次有給		連続12労働日を超える有給休暇を,1年に	
		1度以上与えなければならない。ただし,	
続付与	も可能。	連続して取得することのできる有給休暇の	
		最高日数は24労働日。	

第6-6表 労働時間制度(続き)

Table 6-6: Working-time arrangements (cont.)

			
	日本	アメリカ	イギリス
	使用者は、労働者の請求する 時季に与えなければならな い。ただし、事業の正常な運 営を妨げる場合においては、 他の時季に与えることができ る。5日を超える年次有給休 暇については労働協定による 計画的付与制度あり。	法令上の規定なし	 年次有給休暇は、分割して取得することができる。 年次有給休暇は、それが発生した年次休暇にのみ取得ることが可能。 雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。 使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇を阻止することにできる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

ドイツ	フランス	EU指令
使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。ただし、従業員代表が	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日~10月31日を含む期間)に労働協約,団体協定の規定又は慣習により付与。これらがない場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。	
取得するものとされているため 繰越しは原則として認められ	ただし、退職時に未消化の有給休暇は有	

資料出所 労働政策研究・研修機構(2005)「諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究」報告書、中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」、「労働時間の設定に関する指令」、(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)、山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」、日本労働協会/日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」、アメリカ連邦労働省ホームページ及び各国資料により労働政策研究・研修機構作成